



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 7 月 27 日 (月曜日) 第 125 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則… (財産総合管理課) 1

告 示

○有害興行の指定… (こども家庭課) 1

○ふ化業者の登録… (畜産振興課) 2

○道路の供用の開始 (4 件) … (道路保全課) 2

公 告

○地図及び簿冊の認証 (2 件) … (農村計画課) 3

○土地改良区の定款変更の認可 (3 件) … (農村整備課) 3

○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
計画の変更… (水産政策課) 3

○公共測量の実施の通知… (管理課) 7

病院局公告

○入札公告 (3 件) … 7

教育委員会告示

○令和 3 年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱… 10

○令和 3 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員… 11

規 則

宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 42 号

宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

宮崎県庁舎等管理規則 (昭和 35 年宮崎県規則第 29 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(庁舎管理者)</p> <p>第 4 条 この規則を実施するため、次表に掲げるところにより、庁舎等の区分に応じて庁舎管理者を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>庁 舎 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の本庁舎及びその敷地 1～10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>(守衛の職務)</p> <p>第 6 条 守衛は、庁舎管理者の指揮監督を受け、庁舎等の管理に関する業務に従事する。</p>	区 分	庁 舎 管 理 者	次の本庁舎及びその敷地 1～10 [略]	[略]	[略]		<p>(庁舎管理者)</p> <p>第 4 条 この規則を実施するため、次表に掲げるところにより、庁舎等の区分に応じて庁舎管理者を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>庁 舎 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の本庁舎及びその敷地 1～10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>11 防災庁舎 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>第 6 条 削除</p>	区 分	庁 舎 管 理 者	次の本庁舎及びその敷地 1～10 [略]	[略]	11 防災庁舎 [略]	
区 分	庁 舎 管 理 者												
次の本庁舎及びその敷地 1～10 [略]	[略]												
[略]													
区 分	庁 舎 管 理 者												
次の本庁舎及びその敷地 1～10 [略]	[略]												
11 防災庁舎 [略]													

附 則

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 624 号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和 52 年宮崎県条例第 27 号) 第 14 条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和 2 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-14	映画	ペッティング・モンスター 快樂喰いまくり	山内組 〈オーピー映画〉	令和2年7月15日
2年-15	映画	カサノバ ～最期の恋～ (原題) DERNIER AMOUR (CASANOVA, LAST LOVE)	ギャガ (フランス、ベルギー、アメリカ)	
2年-16	映画	この世の果て、数多の終焉 (原題) LES CONFINS DU MONDE (TO THE ENDS OF THE WORLD)	キノフィルムズ (フランス)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 625号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	所在地
宮崎2-1号	令和2年6月23日	アミューズ株式会社	日向市大字平岩83番地56番地	アミューズ株式会社平岩孵卵場	日向市大字平岩83番地56番地

宮崎県告示第 626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川 575番1地先から同郡同町同大字同字 577番5地先まで	令和2年7月27日

宮崎県告示第 627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字尾崎 289番65地先から同郡同村同大字同字 289番40地先まで	令和2年7月27日

宮崎県告示第 628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市細見町3414番1地先から同市同町3414番1地先まで	令和2年7月27日

宮崎県告示第 629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市細見町3427番5地先から同市同町3427番1地先まで	令和2年7月27日

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成27年9月1日から令和2年3月3日まで
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町の一部
- 4 認証年月日
令和2年7月14日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年7月1日から令和2年2月26日まで
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北川町川内名の一部
- 4 認証年月日
令和2年7月14日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大丸土地改良区(小林市)から令和2年6月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、竹山夷守土地改良区(小林市)から令和2年6月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長者井堰土地改良区(小林市)から令和2年6月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和2年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第14位(平成30年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採

捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば	34,000トン	8,000トン
	まいわし	65,000トン	75,000トン
	まあじ	若干	若干

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類 第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば	33,092トン	7,783トン
	まいわし	64,578トン	74,700トン
まあじ	若干	若干	

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2 に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第 1 種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（端数は切り上げる）に変更する。

まさば及びごまさば： 97.28%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国

の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	19.8トン	うち 1.3トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	28.3トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量に変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

- (1) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があった場合
 - (2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があった場合
- 3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	12.8トン	23.7トン
本県の定置漁業の割当量	5.7トン	3.1トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間

から差し引くことを基本とする。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		12.8トン	5.7トン
(小型魚)	うち 4月～6月	3.1トン	1.4トン
	7月～9月	1.3トン	1.0トン
	10月～12月	2.0トン	1.5トン
	1月～3月	6.4トン	1.8トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		23.7トン	3.1トン
(大型魚)	うち 4月～9月	18.4トン	2.0トン
	10月～3月	5.3トン	1.1トン

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者にに対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注

意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

- ・漁業者は、生存個体を放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

- ・漁業者は、生存個体を放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。

- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみと

する。

- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。

- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割（2.9トン）を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第6管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間の超過量合計	第3～第5管理期間期首における差し引き済み数量	第6管理期間期首の差し引き数量	第6管理期間期首における第2管理期間超過量残高
24.5トン	8.6トン	2.9トン	13.0トン

(2) 採捕の停止命令について

① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本

県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 作業地域
児湯郡新富町
- 3 作業期間
令和 2 年 7 月 8 日から令和 2 年 8 月 31 日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 7 月 27 日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託件名 県立宮崎病院本館等清掃業務
 - (2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町 5 番 30 号
 - (5) 入札方法 (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
 - ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が 3 回を超えた場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第 8 条の規定による指名停止を受けていない者であること。

ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

エ 平成30年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に一契約の一年間当たりの契約金額が 2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第 156号）附則第 3 条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。

カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の 15 に規定する基準を満たし、かつ、同条第 1 号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 8 月 11 日までに提出しなければならない。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記 3 の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手・提出及び問い合わせ先

宮崎県病院局経営管理課 財務担当

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7086

(2) 申請の時期

令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 8 月 11 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期間までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 30 号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985 (24) 4181

(2) 期間 令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 期間 令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 提出期限 令和 2 年 9 月 7 日午後 5 時

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 防52号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086
- (2) 日時 令和2年9月8日午前10時
- 9 入札保証金
入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課管理担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 7 September, 2020
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki,880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年7月27日

県立延岡病院長 寺 尾 公 成

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託件名 県立延岡病院本館等清掃業務
- (2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年10月1日から令和4年9月30日まで
- (4) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
- (5) 入札方法 (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が3回を超えた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号）第2条第2項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第8条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- エ 平成30年4月1日から令和2年9月30日までの間に一契約の一年間当たりの契約金額が 2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第 156号）附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。
- カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。
- キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年8月11日までに提出しなければならない。
- なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法
- 上記3の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。
- (1) 申請書類の入手、提出及び問い合わせ先
宮崎県病院局経営管理課 財務担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086

(2) 申請の時期

令和2年7月27日から令和2年8月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期間までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

(2) 期間 令和2年7月27日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 交付期間 令和2年7月27日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 提出期限 令和2年9月7日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 防52号室 宮崎市橘通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086

(2) 日時 令和2年9月8日午前10時40分

9 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課庶務担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment.

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 7 September, 2020

(3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1

- 10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan.

TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年7月27日

県立日南病院長 峯 一 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 委託件名 県立日南病院清掃業務

(2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

(4) 履行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号

(5) 入札方法 (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が3回を超えた場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号）第2条第2項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第8条の規定による指名停止を受けていない者であること。

ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

エ 平成30年4月1日から令和2年9月30日までの間に一契約の一年間当たりの契約金額が2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物に

おける衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第 156号）附則第 3 条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。

カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第 1 号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 8 月 11 日までに提出しなければならない。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記 3 の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問い合わせ先
宮崎県病院局経営管理課 財務担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086

(2) 申請の時期

令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 8 月 11 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期間までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
(2) 期間 令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立日南病院総務課整備担当
(2) 期間 令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
(2) 提出期限 令和 2 年 9 月 7 日 午後 5 時
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 防52号室 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 18 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7086
(2) 日時 令和 2 年 9 月 8 日午前 11 時 20 分

9 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者

に限る。）を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 7 September, 2020

(3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 3 号

令和 3 年度宮崎県立高等学校入学選抜要綱をここに公表する。

令和 2 年 7 月 27 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈 俊 郎

令和 3 年度宮崎県立高等学校入学選抜要綱

1 基本方針

県立高等学校の入学選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 募集人員

募集人員は、別に告示する「令和 3 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

(1) 令和 3 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和 3 年度宮崎県立高等学校入学選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

5 全日制及び定時制課程の入学選抜

入学選抜は、次に定める推薦入学選抜（スポーツ推薦を含む。以下同じ。）、一般入学選抜、二次募集入学選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学選抜（以下「連携型入学選抜」という。）による。

- (1) 推薦入学者選抜
- ① 推薦入学者選抜に係る各高等学校の募集人員の割合は、県教育委員会が定める範囲内で各高等学校長が定める。
 - ② 推薦入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、作文、推薦理由書、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ③ 学力検査においては、各学校が2から3教科を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。
- (2) 一般入学者選抜
- ① 一般入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。
- (3) 二次募集入学者選抜
- ① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
 - ② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。
- (4) 連携型入学者選抜
- ① 連携型入学者選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。
 - ② 連携型入学者選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査の成績、面接の結果、調査書、中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ③ 学力検査については、連携型高等学校が2から3教科を指定して行う。
- (5) 日程
- ① 推薦入学者選抜・連携型入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和3年2月4日(木)
 - イ 合格内定通知 令和3年2月12日(金)
 - ウ 合格者発表 令和3年3月17日(水)
 - ② 一般入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和3年3月3日(水)及び
令和3年3月4日(木)
 - イ 合格者発表 令和3年3月17日(水)
 - ③ 二次募集入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和3年3月23日(火)
 - イ 合格者発表 令和3年3月24日(水)
- 6 通信制課程の入学者の選抜
- (1) 入学者の選抜は、面接の結果、作文及びその他必要な書類等により行う。
 - (2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。
 - (3) 日程
 - ① 入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和3年3月24日(水)
 - イ 合格者発表 令和3年3月26日(金)
 - ② 二次募集入学者選抜
 - ア 選抜検査 令和3年4月5日(月)
 - イ 合格者発表 令和3年4月7日(水)
- 7 その他
- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事

項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。

(2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。

(3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第4号

令和3年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

令和2年7月27日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

令和3年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	経営情報科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活文化科	40
延岡商業高等学校	商業科	80
	会計科	40
	流通経済科	40
	経営情報科	40
門川高等学校	総合学科	120
	福祉科	40

日向高等学校	普通科	160	宮崎南高等学校	文科情報科	80
	フロンティア科	40		普通科	280
富島高等学校	商業科	40	宮崎北高等学校	フロンティア科	80
	会計科	40		普通科	280
	国際経済科	40	サイエンス科	40	
	経営情報科	40	宮崎西高等学校	普通科	240
	生活文化科	40		理数科	120
日向工業高等学校	機械科	40	宮崎農業高等学校	生物工学科	40
	電気科	40		生産流通科	40
	建築科	40		食品工学科	40
高鍋高等学校	普通科	200		環境工学科	40
	探究科学科	40		生活文化科	40
	生活文化科	40	宮崎工業高等学校	機械科	40
高鍋農業高等学校	園芸科学科	40		生産システム科	40
	畜産科学科	40		電気科	40
	食品科学科	40		電子情報科	40
	フードビジネス科	40		建築科	40
妻高等学校	普通科	120		化学環境科	40
	普通科（文理科学コース）	40		インテリア科	40
	情報ビジネスフロンティア科	80	宮崎商業高等学校	商業科	120
	福祉科	40		国際経済科	40
佐土原高等学校	電子機械科	80		経営情報科	80
	通信工学科	40		経営科学科	40
	情報技術科	80	宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120
	産業デザイン科	40		本庄高等学校	総合学科
宮崎大宮高等学校	普通科	280	小林高等学校		普通科
				普通科（体育コース）	40

	普通科 (探究科学コース)	40		高城高等学校	普通科	80
	農業科	40			生活文化科	40
小林秀峰高等学校	機械科	40		日南高等学校	普通科	120
	電気科	40			普通科 (探究科学コース)	40
	商業科	40		日南振徳高等学校	地域農業科	40
	経営情報科	40			機械科	40
	福祉科	40			電気科	40
					商業科	40
	飯野高等学校	普通科	80		経営情報科	40
生活文化科		40		福祉科	40	
都城泉ヶ丘高等学校	普通科	200		福島高等学校	普通科	120
	理数科	80				
都城西高等学校	普通科	200				
	フロンティア科	40				
都城農業高等学校	農業科	40				
	畜産科	40				
	ライフデザイン科	40				
	食品科学科	40				
	農業土木科	40				
都城工業高等学校	機械科	40				
	情報制御システム科	40				
	電気科	40				
	建設システム科	40				
	化学工業科	40				
	インテリア科	40				
都城商業高等学校	商業科	80				
	会計科	40				
	経営情報科	40				

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40
富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
		夜間の部	40
宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40
	電気科	—	40
	建築科	—	40
都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250

宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350	
------------------	-----	-----	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。